

第10章 社会参加の促進



1. 郵便等による不在者投票制度

重度の障がい等により、投票所に行って投票することができない方が郵便や信書便を利用して投票できる制度です。この制度を利用するには、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ事前に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている方	両下肢、体幹、移動機能障がい	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫の障がい、肝臓の障がい	1級～3級
介護保険の被保険者証の交付を受けている方		要介護5

※戦傷病者手帳を持ち、身体に一定の重度障がいのある方も郵便投票ができます。

【代理記載】 郵便等投票証明書の交付を受けていて、自ら投票用紙に記入することができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票の記載をさせることができます。

【代理記載を申請できる方】下記の条件を満たす場合は、代理記載の申請をすることができます。

身体障害者手帳の交付を受けている方	上肢又は視覚の障がいの程度が1級
戦傷病者手帳の交付を受けている方	上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで

※申請の際には、同時に代理記載人（選挙人に代わって投票をする人）1名（選挙権を有する方に限ります）を届け出て下さい。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局（第4庁舎：市民会館）

2. 障がい者スポーツ大会

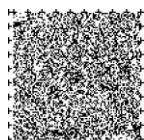
◎全国障がい者スポーツ大会

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として、毎年、秋季国民体育大会開催都道府県で開催されています。

◎彩の国ふれあいピック

埼玉県では、スポーツを通じて、障がい者の体力の維持、増進等を図るとともに、社会参加を促進し、障がい者スポーツの一層の普及を図ることを目的に陸上、水泳、サッカー等が行われています。

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）



3. 障がい理解の促進事業に対する補助

障がい者の社会参加や障がい理解を促進するための事業を行った団体に対し、事業費の2分の1（25,000円を限度）を補助します。

【対象団体】 市内障がい者団体、NPO団体等

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

4. 施設使用料（利用料）の免除

（1）ハヶ岳自然の家

【対象者】 障がい者手帳所持者

【内容】 施設使用料が半額免除になります。

【問合せ】 生涯学習課（第2庁舎：EH第9ビル）

（2）志木市民体育館・志木市武道館・秋ヶ瀬運動施設

【対象者】 障がい者手帳所持者

【内容】 施設使用料が30%免除になります。

【問合せ】 志木市民体育館、秋ヶ瀬スポーツセンター

5. 障がい者マーク

（1）国際シンボルマーク（International Symbol of Access）

障がいのある人々が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。特に車いすの利用者を限定し使用されるものではなく、すべての障がいのある人を対象としたものです。

【関係機関・団体】 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



（2）視覚障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。

横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがあります。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。

【関係機関・団体】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会



(3) 耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいの方は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いします。

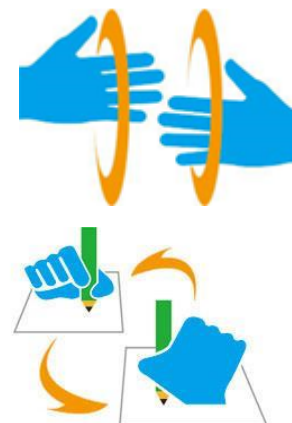
【関係機関・団体】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
ホームページ <https://www.zennancho.or.jp/>



(4) 手話マーク・筆談マーク

手話や筆談での対応が可能なところ（役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など）が掲示できます。また、イベント時のネームプレートや、災害時に支援者が身に着けるビブスなどにも掲示できます。耳の聞こえない人が提示した場合は、手話や筆談での対応や配慮を求めるという意味になります。

【関係機関・団体】一般財団法人全日本ろうあ連盟



(5) 聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）

このマークは、政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。

なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

【関係機関・団体】各警察署、交通安全協会



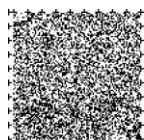
(6) 身体障がい者標識（障がい者マーク）

このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたは、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。

なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

【関係機関・団体】各警察署、交通安全協会



(7) 身体障がい者補助犬（ほじょけん）啓発マーク

このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障がい者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。

一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。

【関係機関・団体】厚生労働省 社会・援護局

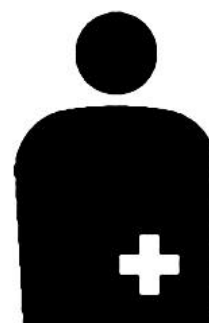


(8) オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこう（オストメイト）を使用している人のため設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

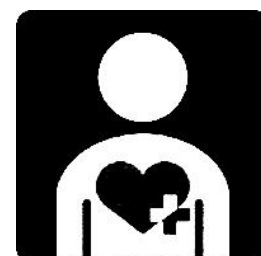
【関係機関・団体】公益社団法人日本オストミー協会



(9) ハート・プラス マーク

心臓疾患などの内部障がいがあることを示すマークです。身体に「内部障がい内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障害への配慮について、ご協力をお願いします。

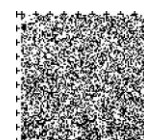
【関係機関・団体】内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考える
特定非営利活動法人 ハート・プラスの会



(10) ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。このマークを着用している方を見かけた場合は、電車・バスの中で席を譲っていただく等思いやりある行動をお願いします。

【関係機関・団体】埼玉県障害者福祉推進課



6. 災害用バンダナとヘルプカード

市では、万が一、障がいのある方が災害に合われた場合に備えて、災害用バンダナとヘルプカードを作成しました。どちらも共生社会推進課で配布しています。

災害用バンダナは、避難時や避難場所において、周囲の方から支援を受けやすくするためのものです。意思表示が困難な方や外見からでは障がいの有無が分かりにくい方など災害時に支援が必要な方々に対し、配布しています。

バンダナには、四隅にそれぞれ「耳が聞こえません」「目が不自由です」「身体が不自由です」「避難に支援が必要です」の文字が書かれていますので、必要な場所を表に出して使用します。

ヘルプカードは、その方の情報や緊急連絡先を記載したカードを携帯し、役立てていただくものです。



7. 障がい者週間

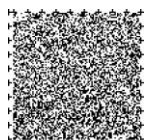
1981年（昭和56年）の国際障がい者年を記念し、障がい者問題についての国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図ることを目的として、1993年（平成5年）11月に成立した「障がい者基本法」で、障がい者自らの社会参加への意欲を高めるため、12月9日の「障がい者の日」が法定化されました。

現在は従来の「障がい者の日」に代わり、12月3日から12月9日までの1週間が「障がい者週間」として設けられています。

8. 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 （障害者虐待防止法）

平成23年6月に制定され、平成24年10月1日に施行されました。

この法律は、障がいに対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援、そして、養護者の負担の軽減を図ることなどによる障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などを行うことで、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的につくられました。



この法律では、障がい者虐待を大きく3つに分けて定義しています。

① 養護者による虐待

家族や親族、同居する人などによる虐待、あるいは同居していなくても障がい者の身辺の世話をしている人による虐待

② 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

③ 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業所などの事業主又は事業の経営担当者などによる虐待

また、虐待の種類として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待などがあります。

虐待する側が自分のやっていることが虐待にあたると気づいていない場合や、虐待される側も、自分のされていることが虐待だと認識できず、自らSOSを出すことができない場合があります。

虐待の防止と早期発見のために、「虐待かも」と思ったら、また、「虐待してしまう、どうしよう」など、さまざまな相談を受け付けておりますので、迷わずご相談ください。

【通報・相談窓口】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

※夜間・祝休日は、市役所警備員が電話を受け付け、折り返し担当職員が連絡します。

◆埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」

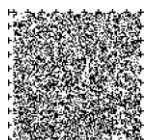
県では、早期に虐待を発見するために、障がい者虐待、児童虐待、高齢者虐待の通報を24時間365日受け付ける埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」を開設しています。

【相談時間】 24時間365日 受付・対応します。

相談員が内容を伺い、その案件に責任をもって対応できる機関におつなぎします。

【電話番号】 #7171（※通話料がかかります。）

つながらない場合(IP電話、都県境など)は ☎ 048-762-7533



9. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別にあたります。

たとえば、障がいがあるという理由だけで、アパートを貸してもらえないとか、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げないなどは、差別にあたります。

この法律では、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

【相談窓口】 共生社会推進課 （第 1 庁舎：フォーシーズンズ志木 8 階）

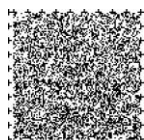
10. 第 4 期志木市障がい者計画（平成 30 年度～令和 2 年度）

障がいのある人もない人も、地域の一員として
互いに尊重しあい、支えあい
～自らの意思で自分らしく生きることができる地域社会づくり～

○基本理念

第 3 期志木市障がい者計画は、「障がいのある人もない人も、共に支えあい、共に生きる、やさしさあふれるまちづくり ～みんなで支え合う地域社会～」を基本理念として、障がいの有無に関わらず、すべての人が地域の中で支えあいながら、いきいきと暮らせる地域社会の実現を目指し、障がい者福祉施策を展開してきました。

第 4 期志木市障がい者計画は、障害者基本法第 1 条の目的や国の基本方針、「第 5 次志木市総合振興計画」が目指す将来ビジョン、「第 3 期志木市地域福祉計画」における基本理念「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を踏まえた上で、住み慣れた地域で多くの人々と協力し合いながら「自分らしい」生活を送ることができる地域づくりを進めるために、「障がいのある人もない人も、地域の一員として互いに尊重しあい、支えあい～自らの意思で自分らしく生きることができる地域社会づくり～」を基本理念として策定しています。



○計画策定の視点

本計画は、障がい者を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障がい者のニーズの変化を的確に捉え、障がい者施策の一層の推進を図るための指針として策定するものです。基本理念を実現するために、実施する主要施策について、その取り組みの方向性を示すため、国や県における基本方針と整合を図りつつ、市で実施したアンケート調査等における課題を踏まえ、以下に示す5つの基本方針を設定します。

基本方針1) 地域の一員として、自立して暮らせる社会の確立と継続を支援

国の基本指針において示されている基本的な理念「地域共生社会の実現」に対応するとともに、障がい者の「自立した地域生活」の実現と維持・継続を達成すべき目標として設定します。

基本方針2) 自分らしく生きるため、社会参加を促進する体制を支援上

アンケート結果では、障がい者が地域で自立して暮らしていくために、就労支援や社会参加、地域活動への参加を促進することが必要と示されています。

就労をはじめとした社会参加を促すための体制づくりを「基本方針1」に示す地域での自立した暮らしの実現に向けて推進します。

基本方針3) 障がいのある子どもの健やかな育成とその家族への支援

本市でも、国の基本指針で示されている「障害児の健やかな育成のための発達支援」を今後取り組むべき重要施策として捉えています。

障がいの早期発見・早期対応から、障がい児の成長に合わせた切れ目のない育成と療育が必要であり、そのための支援体制の構築と提供の実現に向けた取組を推進します。

基本方針4) 地域で安心して暮らせるまちづくりを支援

障がい者が地域で安心して生活していくために、人にやさしい福祉のまちづくりの実現に向けた取組を推進します。

基本方針5) 利用者の立場に立ったサービスの充実

アンケートでも課題として挙げられた、必要なところへ必要な情報や支援を提供する体制、利用しやすい相談の場や機会を提供する体制づくりを推進します。

